

第4章 景観まちづくりに向けた協働の取り組み

1 景観推進方策の考え方

「まちづくりは、人づくり」と言われます。

目指す景観を実現するためには、より多くの市民が景観形成に関心を持つとともに、行動につなげることができるかどうか重要です。山形市では、景観まちづくりを推進するための市民意識の醸成と、それを支える様々な主体が相互に関わり、多様な動きができるよう、「景観づくり」と「人づくり」をキーワードに景観形成を進めていきます。

景観づくりの取り組み		
(1) 景観を守る・創る ・景観を維持し保全します ・良好な景観を創造します	景観計画区域	全域 ■景観まちづくりの方針の設定(第2章に記載) 景観重点地区など ■重点的に景観形成を図る地区の指定 ■市民・事業者と行政の連携による景観まちづくりの推進 ■自主的な景観まちづくり活動の促進
	景観地物や自然眺望等	■良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(第3章に記載) ■屋外広告物の行為の制限に関する事項(第3章に記載) ■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(第3章に記載) ■景観重要公共施設の整備に関する方針(第3章に記載)
	景観計画区域	■景観資源のストック化、表彰制度
(2) 景観を発掘する ・景観に気づき共有します	景観計画区域	■景観資源のストック化、表彰制度
(3) 景観を活用する ・景観を効果的に生かします	景観計画区域	■地域のイメージアップや観光誘致につながる景観資産の活用
人づくりの取り組み		
(1) 人をつくる ・景観まちづくりの基礎(人)をつくります	情報の提供	■多層的な情報発信ツールを活用した普及・啓発 ■景観学習の実施
	場の提供	■景観シンポジウム、景観ワークショップなどの開催 ■景観サポーターの登録制度
(2) 活動を支援する ・景観まちづくりをお手伝いします	情報の提供	■景観まちづくりの専門家の派遣
	場の提供	■景観協議会の設置

※取り組みや協議・活動を行う主体は市民や事業者です。山形市はその活動を支援します。

2 景観づくりの取り組み

(1) 景観を守る・創る

自らの生まれ育った地域への誇りや愛着を育むため、また、観光地や新たに観光地を目指す地域などでは、その潜在力の発揮に加え、地域活力の向上を図るため、地域のシンボルとなっている景観資源を守り、地域の積極的な取り組みにより新たな景観を創出することで、地域の魅力を高めていきます。

①重点的に景観形成を図る地区の指定

特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備、又は保全していく必要があると認められる地区について、景観重点地区に指定し、積極的な景観形成を進めます。

景観重点地区では、住民などの意見を聴きながら、地区の現況や課題を踏まえた景観形成方針のほか、地区に合った地区独自の景観形成基準や屋外広告物の設置基準などを設定することにより、よりきめ細やかな景観誘導を行っていきます。

●ステップアップ型の景観重点地区制度

第1段階 「景観重点検討地区」の指定まで

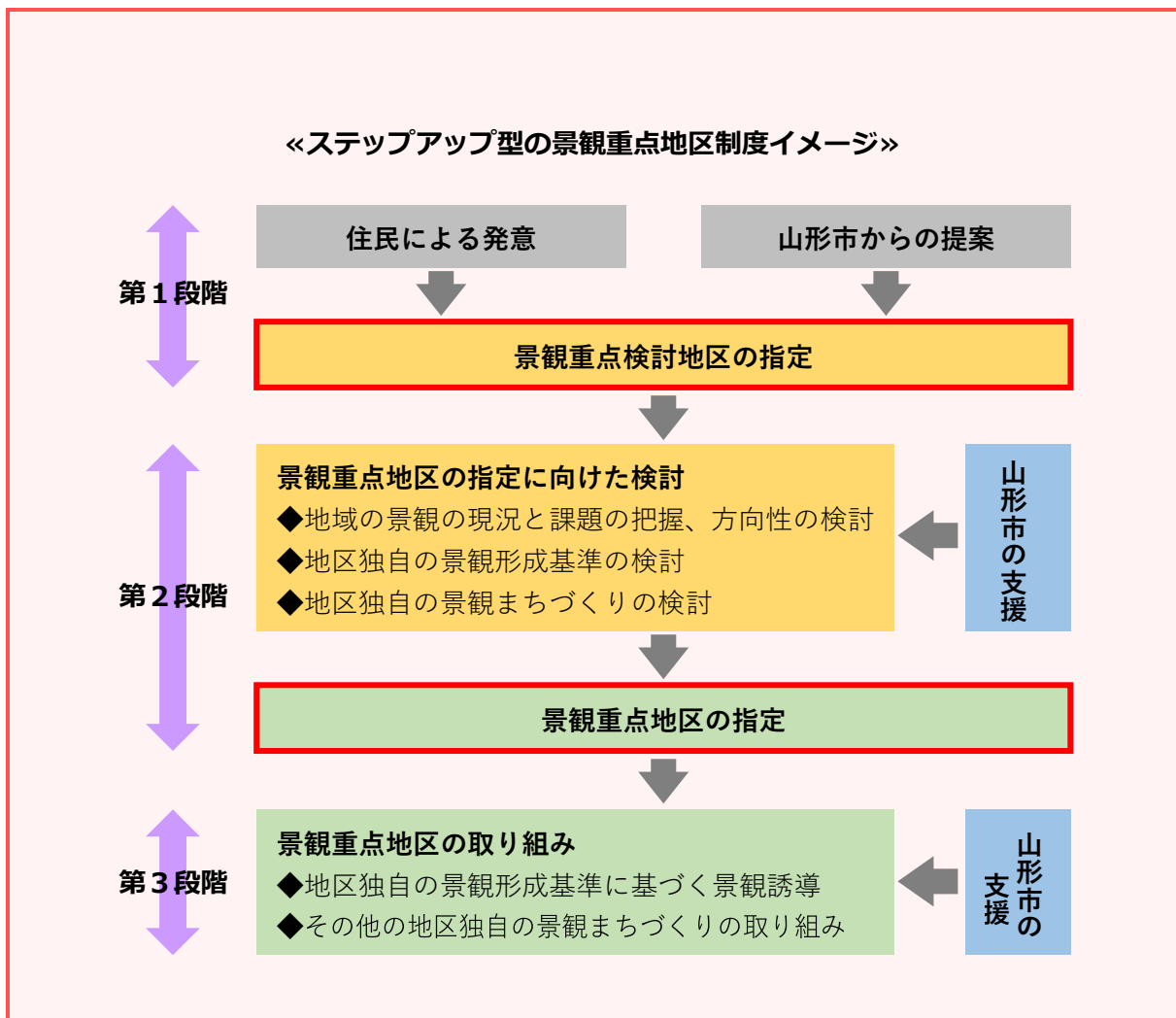
● 重点的に景観形成を図る必要があると認められる地区における景観まちづくりの機運の高まりを受け、景観まちづくりの発意や提案に対して、参加の呼びかけや準備会の設立などを行い、取り組みの準備が整った地区について「景観重点検討地区」に指定します。

第2段階 「景観重点地区」の指定まで

● 景観重点検討地区では、ワークショップなどの開催による景観に対する学びに加え、景観協議会（P 6 2 参照）などの組織も活用しながら、地区の現況や課題について、住民・事業者・有識者・行政などの協働による検討などの取り組みを進めます。まちなみデザインアドバイザー（P 6 2 参照）による専門的な意見や助言も得ながら、地区の現況や課題を踏まえた景観形成方針や、地区に合った地区独自の景観形成基準の検討などを行います。景観まちづくりの方向性について地区の合意形成が整った段階で、「景観重点地区」に指定します。

第3段階 景観まちづくりに向けた具体的な取り組みを開始

景観重点地区の景観形成基準に沿った行為の届出による景観誘導のほか、地区独自の景観まちづくりの取り組みなどにより、特徴的で魅力あふれる景観の形成を実践します。



●景観重点地区の選定基準イメージ（次のいずれかにあてはまる地区）

- ・山形市のシンボルや顔としてのアピール性を有し、魅力あるまちなみ景観の形成を目指す地区
- ・特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲との景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地区
- ・新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地区
- ・これまでに景観整備の取り組みを行っており、景観まちづくりに対する地元住民の理解や盛り上がりのある、又は期待できる地区
- ・景観が対外的に評価されていると認められる地区

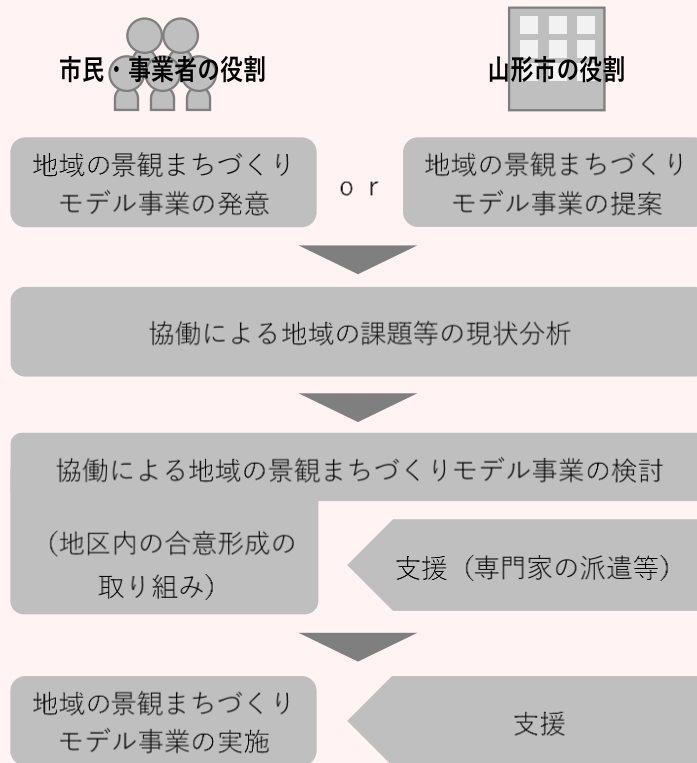
②市民・事業者と行政の連携による景観まちづくりの推進

景観上の問題を抱える地域や、良好な景観の形成により、商工業・観光・農業などの振興に相乗効果を得られることが期待できる地域などにおいては、市民・事業者と行政の連携による取り組みが必要です。市民・事業者のみでは困難な事象に対して、市民・事業者と山形市の両者が主体となったプロジェクトを立ち上げるなど、各々の役割分担を行いながら、連携による取り組みを推進していきます。

「プロジェクトの例」

●農業資源を観光に生かす取り組み

地域に景観上優れた棚田や果樹園、紅花畑などを有し、積極的に観光農業の振興を目指す地区において、自然景観に馴染まないブルーシートの使用を控え、景観に配慮した自然色のシートの使用を推進するためのモデル事業の実施。



【モデル事業実施前イメージ】



【モデル事業実施後イメージ】



③自主的な景観まちづくり活動の促進

地域の良好な景観形成とその保全のためには、住民が主体となって取り組む景観まちづくりを継続的に進めていくことが重要です。住民が自らの手で自主的な景観形成の方針やルールを定め、地域の個性を生かした景観まちづくりを推進するため、まちなみデザイン協定の取り組みの促進を図っていきます。

●まちなみデザイン協定の取り組み支援

住民の主体的な景観まちづくりの機運を受け、市民や事業者によるまちなみデザイン協定の締結に向けた協議を支援します。必要に応じて景観協議会の設置も検討します。

また、まちなみデザインアドバイザーを派遣し、専門的立場から意見や助言を行うことで、地区の個性を生かした良好な景観の形成を支援します。

(2) 景観を発掘する

地域に埋もれている景観を発掘する取り組みをとおして、市民の景観に対する発見や気づきによる景観意識の向上を図るとともに、発掘された景観資源のストック化のほか、市民・事業者・行政の全員参加による景観資源の共有化に取り組んでいきます。

①景観資源のストック化・表彰制度

地域に埋もれている優れた景観資源について、市民への公募や市民・事業者・行政との協働による発掘の取り組みなどを通じて、ストック化を図るとともに、広く公開することで、景観に対して興味を持つきっかけづくりに取り組みます。また、市民参加型の仕組みとすることで、身近な景観資源への気づきや共有化による景観の意識の醸成を図り、その周囲の景観向上への波及を誘導していきます。

また、市民や事業者が楽しく、やりがいを感じながら積極的に景観形成に関わることができるよう、優れた景観、又は優れた景観の創出や維持、保全の取り組みに対しての表彰の仕組みを整備します。



(3) 景観を活用する

観光地など、優れた景観のある地域以外にも、特徴ある景観を有する地域が多くあり、日々の暮らしの中で景観が保たれています。一方で、景観資源自体は価値が認められるものであっても、周辺との調和が図られず、その価値が目減りしているものや、かつては名所であったが市街化や産業構造の高度化の過程などにより価値が失われた景観もあります。

これらの特徴ある景観の価値にスポットを当て、活用することで、市民が誇りと愛着を持てる景観、また、人を呼び込む魅力ある景観として価値を高めていきます。

①地域のイメージアップや観光誘致につながる景観資産の活用

景観重要建造物や樹木、また、ストック化した景観資源について、外観としての価値だけではなく、歴史的な背景やデザインコンセプトなどを生かし、その魅力を最大限引き出すための取り組みを進めます。

◀具体的な取り組みの例▶

●景観周遊ルートの設定

景観資源などについて、様々な視点により関連付けを行い、ストーリーを組み立てることで、郊外から中心市街地に至るまでの周遊ルートを設定します。設定した周遊ルートは、携帯しやすいリーフレットやインターネットなどにマップとして表示し、特徴ある景観の写真や歴史的キャプションなどを加えることで、周遊ルートとしての啓発を図ります。

●まち歩きの実施

周遊ルートを活用したまち歩きイベントなどを開催し、地域の歴史を知る住民や専門的な知識を有する学識経験者などを講師とした市民対象の景観の学びの場を提供することで、市民の景観に対する意識の高揚を図るとともに、地域の景観まちづくりのリーダーの養成を図ります。

(1) 人をつくる

良好な景観形成を進めるためには、市民一人ひとりが身近な景観に目を向け、景観を感じ、自主的に景観形成に参加することが必要となります。

山形市では、景観への関心のきっかけとなる情報の提供や景観の学びの場の提供、自主的な景観形成の足掛かりとなる景観づくりの取り組みなどをおして、景観に関わる人づくりに取り組んでいきます。

①多層的な情報発信ツールを活用した普及・啓発

景観づくりの基礎となる人づくりを行うには、景観に関する情報提供が必要です。情報提供の仕組みとして多層的な情報発信ツールの整備・活用を進めます。

●多層的な情報発信ツールの例

- ・ 景観に係るホームページの開設
- ・ 景観に係るパンフレットの配布
- ・ テレビ、ラジオ、新聞など外部メディアの活用

●情報発信ツールで提供する情報の具体例

- ・ 景観資産の公開
(景観重要建造物、景観重要樹木、「景観資源のストック化・表彰制度」によりストック化した景観資源など)
- ・ 景観まちづくりの先進事例の紹介
(まちなみデザイン協定地区の紹介、景観重点地区や景観重点検討地区の取り組みの紹介)
- ・ 景観サポーターの活動紹介
(景観資源の調査や広報活動の紹介)

②景観学習の実施

多感な時期である幼少期のうちに、地域の景観の課題を探り、学び、考えるなど、地域の景観への関心や愛着を育むため、教職員に対して、景観学習の研修の実施を検討します。

③景観シンポジウム、景観ワークショップなどの開催

山形市の景観の特性や現状、景観の大切さなどについて、意識を深めるとともに、景観まちづくりの第一歩を踏み出すきっかけや、実践をとおした景観の学びの場を幅広く提供するため、景観シンポジウムや景観ワークショップなどの取り組みを継続的に実施します。

④景観サポーターの登録制度

市民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、景観に興味を持ち、景観まちづくりに関する活動に取り組んでみたい市民を景観サポーターに登録する仕組みを整備し、景観形成を行うリーダーの養成を図っていきます。

景観サポーターは、景観資源の調査や景観の広報活動、各種景観の学びの場への参加などの活動を行うものとします。

●景観サポーターの活動例（景観資源の調査）

日頃から景観形成に携わっている市民団体や事業者、学識経験者などと協働し、山形市内に残る価値のある景観資源（建築物、工作物、樹木など）の調査に取り組みます。

(2) 活動を支援する

景観形成を推進するための取り組みや協議・活動を行う主体は市民や事業者です。その活動の継続が、景観まちづくりを発展させます。山形市では、積極的に景観まちづくりに取り組む市民や事業者への支援を行っていきます。

①景観まちづくりの専門家の派遣

建築物などのデザイン、色彩、造園、緑化などの分野における専門家を「まちなみデザインアドバイザー」として委嘱し、景観まちづくり活動において、市民の景観に対する知識の補てんや、専門的な見地からの意見や助言を行うことにより、地域の個性を生かした良好な景観の形成を図っていきます。

また、山形市においても、景観に大きな影響を与える事案などに対して、意見や助言を得ることで、適切な景観誘導を図っていきます。

●意見や助言する事項

- ・地域の個性を生かした景観形成方針の検討及び実施に関する事項
- ・まちなみデザイン活動に関する事項
- ・その他山形市の景観に大きな影響を与える事案に関する事項
- ・景観重点地区の景観形成方針及び景観形成基準などに関する事項
- ・景観協議会の協議に関する事項
- ・景観学習などに関する事項 など

②景観協議会の設置

市民や事業者、関係行政団体とが、地域の良好な景観の形成を推進するため、協力して協議調整する場として、必要に応じて景観法に基づく景観協議会を設置します。

●協議する事項

- ・景観重点地区などの指定に向けた取り組み
- ・まちなみデザイン協定の締結に向けた協議
- ・地域の良好な景観の形成のための協議・活動 など